

秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市非常勤特別職
職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の
一部を改正することについて

秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市非常勤特別職職員の報酬
及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり改正
するものとする。

平成28年2月25日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

本市職員の勤勉手当の支給率の引上げに準じて、市長、副市長及び教育長の
期末手当の支給率を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市特別職職員の給与等に関する条例（昭和32年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表以外の部分中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の202.5」を「100分の207.5」に改める。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

(教育長に支給する期末手当に係る特例措置)

3 前項の規定（同項の規定によりなお従前の例によることとされた秦野市教育委員会教育長の勤務条件に関する条例附則第3項の規定を除く。）にかかわらず、秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成28年秦野市条例第 号）の施行の日前に在職する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間における教育長の期末手当は、同条例第1条の規定による改正後の秦野市特別職職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する。

(平成27年12月の期末手当支給率の特例)

4 前2項の規定にかかわらず、教育長に対する平成27年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の212.5とする。

(期末手当の内払)

5 改正後の条例の規定を適用する場合には、第2項の規定によりな

お従前の例によることとされた秦野市教育委員会教育長の勤務条件に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例による期末手当の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

(平成27年12月の期末手当支給率の特例)

- 2 市長及び副市長に対する平成27年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の212.5とする。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の秦野市特別職職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秦野市特別職職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例による期末手当の内払とみなす。